



農委だより ところざわ

●農地のことは農業委員会へ…
農地法による許可申請の受付締切は **毎月10日** です。

発行：所沢市農業委員会 所沢市並木一丁目1番地の1 ☎04-2998-9264

第87号

令和4年7月

今月の紙面

市農業施策に関する
意見書を市長に提出等… 2ページ
人・農地プランのご紹介等… 3ページ
所沢市農地サポート事業等… 4ページ



地区の話し合いを実施しました～人・農地プラン～

所沢市では農業振興地域のある11地区で人・農地プランが策定されています。人・農地プランは、全国的に農家の高齢化や担い手不足が進む中、農地の「出し手」と「受け手」を明確にすることで農地の貸借を円滑に進め、農地の遊休化を防ぐことを目的としています。同プランの作成や改定の際は地区で話し合い、情報共有や意見交換を十分に行うことが重要です。話し合いの場には農業委員や農地利用最適化推進委員を始め、いるま野農業協同組合などの関係機関も加わり、地区の農業を中心的に担っている農業者が自由に意見を交換します。地区に新たな農業者が加わるときや、これまで耕作してきた農業者が農

業を続けられなくなり、まとまった面積の農地について次の耕作者を探す必要があるときはプランが改定されます。

所沢市では令和4年4月から2名の新規就農者を迎えることとなり、耕作する農地のある5地区（神米金・所沢新町地区／中富地区／北岩岡・岩岡町・北中地区／亀ヶ谷・坂之下・城・本郷・新郷地区／南永井地区）で話し合いとプランの改定がありました。2月17日に開催された南永井地区の話し合いでは、新規就農者の樋口明雄さんが将来の計画や志望を話すとともに、地区で多く栽培されている野菜について先輩農業者と意見交換をするなど、和やかな時間が流れました。

所沢市農業施策に関する意見書を市長に提出

農業委員会は、藤本正人市長へ「所沢市農業施策に関する意見書」を提出しました。

市内の農業者が意欲と希望をもって農業に取り組める環境の実現と都市近郊型農業の振興を求めるものです。

主な内容は次のとおりです。

1 優良農地の保全と有効活用について

- ①集団的優良農地の効率的な利用を図るため、生産基盤の改善の支援に積極的に取り組む。
- ②農業用井戸の長寿命化を図るための補助制度を拡充する。
- ③農業者等が荒廃した遊休農地を借り受け、これを是正・解消した場合における費用について市独自の助成金等の支援制度を拡充する。

2 担い手の確保・育成について

- ①農業後継者の育成を図るための支援施策を拡充する。
- ②新規就農者や定年帰農者等に対し、必要な支援施策を講ずる。

農地の利用状況調査を実施します



農業委員会では今年も農地の利用状況調査を実施します。調査の結果、遊休化または遊休化のおそれがあると判断された農地の所有者には是正指導を行うとともに、農地の利用意向調査を実施します。農地は良好な生活環境の保全のため大変貴重な財産です。引き続き適切な管理にご理解、ご協力をお願いします。

調査期間 7月26日（火）～8月5日（金）

問い合わせ 農業委員会事務局
(☎2998-9264)

- ③企業やNPO法人の農業への参入促進、高齢者・障がい者等が農業参画を図る「農福連携」等により、多様な農業の担い手を確保する。
- ④新規就農者の育成に貢献している研修先の指導農家に対する支援策を講じる。

3 農業振興施策の充実について

- ①所沢産農産物のブランド化を進めるとともに、インバウンド等にも対応できるよう積極的に情報を発信する。
- ②地産地消を推進するため、学校給食等への導入システムの構築や農産物直売所の充実について関係機関に働きかける。
- ③農業経営の安定化を図るため、農業者の所得向上に向けた新たな技術指導やスマート農業等への取り組みに対する支援や補助制度の拡充を図る。
- ④健全な農業経営に必要な屋外焼却について、市民等の理解が得られるよう関連部署及び関係機関との連携を図る。

老後の備え～農業者年金～

- ◆20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事されている方が加入できます。
- ◆保険料は月額20,000円から67,000円まで1,000円単位で自由に選べ、全額が社会保険料控除の対象です。
- ◆受け取る年金は公的年金等控除対象です。
- ◆仮に80歳前に死亡した場合でも、80歳まで受け取れることになっていた老齢年金が死亡一時金として遺族に支給されます。
- ◆加入の申し込みは、お近くのいるま野農業協同組合または農業委員会事務局へどうぞ。
**問い合わせ 農業委員会事務局
(☎2998-9264)**

現況届の提出はお済みですか？

未提出ですと年金の支給が差し止めとなる場合があります。まだの方は農業委員会事務局まで、必ずご提出ください。

人・農地プランのご紹介

人・農地プランとは、地区の農業の将来の在り方や中心経営体が誰かを農業者が話し合って明確にし、市町村が公表するものです。地区の農業を支えてきた方たちが高齢化する中で、これからの地区の農業を担っていく世代の効率的な農地利用、遊休農地の解消、農地の集積・集約化を進めるもので、国が全国的に推進しています。

所沢市では、農業振興地域のある11地区で、平成24年度から順次、人・農地プランを策定してきました。

人・農地プラン策定地区

下富	松井・並木
下富西	神米金・所沢新町
中富	北岩岡・岩岡町・北中
南永井	北野
日比田	三ヶ島
亀ヶ谷・坂之下・城・本郷・新郷	

人・農地プランの役割

人・農地プランは、その地区の高齢化の状況や後継者の有無などを踏まえて、農地の有効活用方法を地区の受け手や関係者で話し合い、農地の遊休化を防ぐ役割を担っています。

各地区で農地の出し手と受け手を把握します。

「出し手」とは、近い将来耕作が困難になることが予想される農業者で、農地を貸したり売ったりして、ほかの方に耕作してもらう農業者です。

「受け手」とは、農地を借りたり買ったりする農業者で、地区の中心経営体として位置付けます。中心経営体は、日々の農業の営みをとおして地域の農業を支えている方で、条件を満たすことで国や県の補助金が受けられます。

■出し手となる農業者

- 営農意向及び実態調査等で「規模縮小」と回答した農業者
- 利用権の設定、農地法の許可、農地中間管理事業の制度を利用し、農地を貸している農業者

■受け手となる農業者

- 認定農業者
- 基本構想水準到達者
- 認定新規就農者
- 集落営農組織

地区の話し合い

地区に新たに受け手となる農業者が加わるときなどは地区の話し合いを行い、人・農地プランを改定します。所沢市では人・農地プランを改定するときは、地区の受け手の皆様にお声かけをし、話し合いの場を設けます。空き農地を減らして、農地の集積・集約化による農業の効率化を検討する意見交換等を行いますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ 所沢市農業振興課

(☎2998-9158)

認定農業者制度のご案内

農業者が自ら5年後の経営改善目標を掲げた農業経営改善計画を作成し、市などが認定することで認定農業者になる制度です。収量・収入を増やしつつ休日を確保するために農業機械や農業用施設を導入するときは、計画の実現に向け、市や県、国で支援を行います。

- ◆ 所沢市の支援 所沢市認定農業者等経営改善推進事業（機械や施設の補助）
- ◆ 埼玉県の支援 埼玉県野菜プレミアム産地づくり事業、近代化資金（優遇措置適用）
- ◆ 国の支援 農地利用効率化等支援交付金、農業経営基盤強化資金（スーパーJ資金）、農業者年金保険料国庫補助など

問い合わせ 所沢市農業振興課

(☎2998-9158)

農業用施設を建築するときは

所有している土地であっても、農地に農業用の施設を建築する場合は事前の手続きが必要です。無断で建築を行った場合は農地法違反にあたりますので、必ず手続きをしてください。

- 施設を建てる農地の面積が2a未満の場合
⇒ 2a未満の農業用施設の届出

- 施設を建てる農地の面積が2a以上の場合
⇒ 農地法第4条の農地転用許可申請

農業用施設の建築のために農地を購入する場合は、面積に関わらず農地法の許可が必要です。また、建築予定地が農業振興地域にある場合は、所沢市農業振興課へ別途ご相談ください。

問い合わせ 農業委員会事務局

(☎2998-9264)

所沢市農地サポート事業

農業委員会では農地の有効活用を進めため、所沢市農地サポート事業を実施しています。農地の所有者から貸し付け・売却を希望する農地の情報を登録していただき、借り受け・購入を希望する農業者の間の利用調整を行い、農地の流動化を図るもので

登録は農業委員会事務局（所沢市役所5階）で随時受け付けています。登録の際には、写真付きの身分証明書をお持ちください。

農地の借り受け・購入希望があった際は、農業委員会から所有者にご連絡します。所有者の氏名、連絡先等は一切公開しないため、この制度に登録したことで、所有者が農業者から直接連絡を受けることはありません。

問い合わせ 農業委員会事務局
(☎2998-9264)

農業機械情報登録事業

農業委員会では、使わなくなった農業機械等の情報を登録していただき、必要としている方に取り次ぐ事業を実施しています。

農業機械等を有効利用するとともに、機械を必要とする農業者を支援するものです。農業機械や資材を無料または安価で譲っていただける方は、農業委員会事務局にお知らせください。

問い合わせ 農業委員会事務局
(☎2998-9264)

農地法の違反に対する処分と罰則

農地を農地以外の用途で使用する場合は、農地法による農地転用許可が必要です。許可なく工事に着手した場合や、転用許可時の計画どおりに工事を行わない場合は、県知事による工事の中止命令や、農地への原状回復命令を受ける場合があります。

違反転用者及び所有者に対しては、個人は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（農地法第64条）、法人は1億円以下の罰金（同法第67条）という厳しい罰則があります。農地転用は、事前に農業委員会へご相談ください。

問い合わせ 農業委員会事務局
(☎2998-9264)

農業振興課からのお知らせ

所沢市農業振興課
(☎2998-9264)

◆農地を有効活用しませんか

所沢市では、農業に期待を抱き新規に就農する人が多くいます。一所懸命に取り組んでいるところですが、まとまった面積の農地で規模拡大を望む声も聞かれます。意欲のある農業者に営農されていない農地を貸してみませんか。貸し付けの相手方が見つからない場合は農業委員会と連携し、お手伝いします。

農地を貸す相手方や貸出期間が決まりましたら、農業振興課へご連絡ください。農地は当事者の合意だけでは貸し借りできず、農地法の許可や利用権の設定など、法律に基づく手続きが必要となります。

利用権設定は市が農地の所有者と耕作者の間に入り、期間を定めて貸借を行う制度です。利用権設定による貸借では、予め定めた期間が経過すれば農地は所有者に返却されます。また、耕作者への離作料も不要ですので、安心して農地を貸し出すことができます。

◆台風などの被害を記録しましょう

近年の台風やゲリラ豪雨は以前に比べて規模が大きく、毎年のように全国に大きな損害をもたらしています。天災による農業被害にあれた際に、農業経営の継続を条件に再建のための補助金を利用することができます。

被害にあった場合はその大小に関わらず写真等で記録し、農業振興課までお知らせください。

◆熱中症にご注意ください

これから気温が上昇し、猛烈な暑さの時期が訪れます。昼間の直射日光を避け、農作業の際には水分を多くとり、適度に休憩をはさむ等、安全な作業を心がけてください。

全国農業新聞を購読しませんか

発行日 月4回金曜日
購読料 月額700円
発行所 全国農業会議所

●購読の申し込みは農業委員会事務局へ●